

東京都庁市街地再開発事業の決定

(東京都庁市街地再開発事業の決定)

都庁市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。()は容積対象面積を示す。

名称		六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業						
施行区域面積		約 3.2 ha						
公共施設 の配置 及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考	
		幹線街路	放射第1号線	22~29m [30m]	約 130m	—	都市計画道路 都道4.1.5号の形状変更 都道整備済、一歩幅 事業地区部分の全幅員(44~58m)	
			区画街路	地区幹線道路1号	6m [12m]	約 20m	—	拡幅(既存街区道1032号の2m拡幅)
				地区幹線道路2号	6m [12m]	約 100m	—	拡幅(既存街区道1032号の2m拡幅)
	地区幹線道路3号	12m	約 220m	—	新設			
その他の	歩行者通路	4m	約 90m	—	拡幅(既存道路の0~2m拡幅)			
公共施設	広場	—	—	約 600㎡	新設(既存の児童遊園の拡張整備)			
建築物 の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考	
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合			
	A	約 2,300㎡	約 4,250㎡ (約 4,000㎡)	約 3.5/10	約 6/10	・美術館 ・店舗 ・公益施設(地域冷暖房施設等)		
B	約 12,000㎡	約 199,000㎡ (約 176,000㎡)	約 6.8/10	約 100/10	・事務所 ・集会所 ・店舗 ・駐車場 ・公益施設(地域冷暖房施設、 中水道施設等)			
建築敷地 の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画					
	A	約 6,600㎡	・敷地内に広場、歩行者通路、緑地を確保する。 ・壁面の位置の後退により、歩行者空間を確保する。					
	B	約 17,600㎡						
住宅建設 の目標	戸数	面積	備考					
	約 290戸	約 28,800㎡						

参考	
高度利用地区の制限内容	
容積率の上限:	(A) 80/10, (B) 50/10, (C) 70/10, (D) 60/10, (E) 30/10, (F) 30/10,
容積率の下限:	(A) 30/10, (B) 20/10, (C) 30/10, (D) 30/10, (E) 10/10, (F) 10/10,
建ぺい率の上限:	(A) 7/10, (B) 4/10, (C) 8/10, (D) 8/10, (E) 6/10, (F) 6/10,
建築面積の最低限度:	(A) 300㎡ (B) 300㎡ (C) 200㎡ (D) 200㎡ (E) 200㎡ (F) 200㎡
壁面の位置の制限:	(A) 1, 2, 3, 4m (B) 1, 2, 3m (C) 4, 6m (D) 4, 6m (E) 2, 4m (F) 2, 4m
容積率の上限	; 但し、C, D, E, Fの各ゾーンにおいては、再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められている区域については、建築基準法第68条の5第1項の規定により、特定行政庁が認めたものは、容積率の最高限度に関する制限は適用しない。
建ぺい率の上限	; 但し、C, D, E, Fの各ゾーンにおいては、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
容積率の下限	; 但し、C, D, E, Fの各ゾーンにおいては、再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められている区域については、容積率の最低限度に関する制限は適用しない。
壁面の位置の制限	; 但し、公共用通路、広場の用に供するデッキの部分を除く。
再開発地区計画の制限内容	
建築物の用途の制限:	A街区; 共同住宅、美術館、事務所などの用途に供するもの(風俗関連営業は除く)以外の建築物は建築してはならない。 B街区; 事務所、店舗、住宅などの用途に供するもの(風俗関連営業は除く)以外の建築物は建築してはならない。
容積率の最高限度:	A-1, A-2街区; 54/10 A-3街区; 6/10 A-4, A-5街区; 54/10 B-1街区; 78/10 B-2街区; 100/10 B-3街区; 70/10
壁面位置の制限:	外壁等は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。

施行区域及び公共施設、街区の配置は図示のとおり。」

理由

低層密集市街地を整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。


東京都市計画 第一種市街地再開発事業
六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業

計画図(1) 施行区域図

S=1:2,500



凡 例

 施行区域
(区域面積約3.2ha)

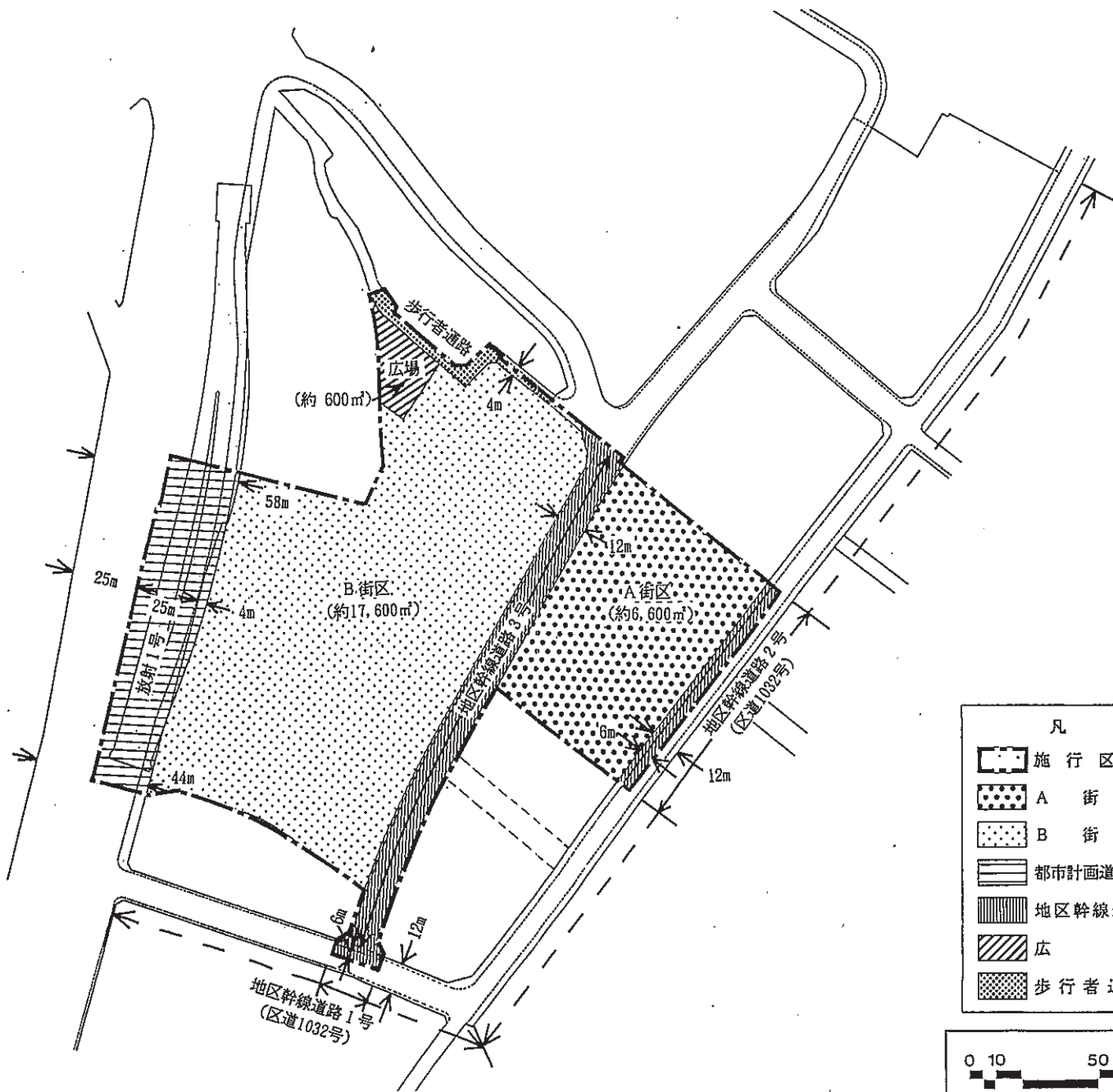
0 10 50 100M

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業

計画図(2)

公共施設の位置
・街区の配置図

S= 1 : 2,000



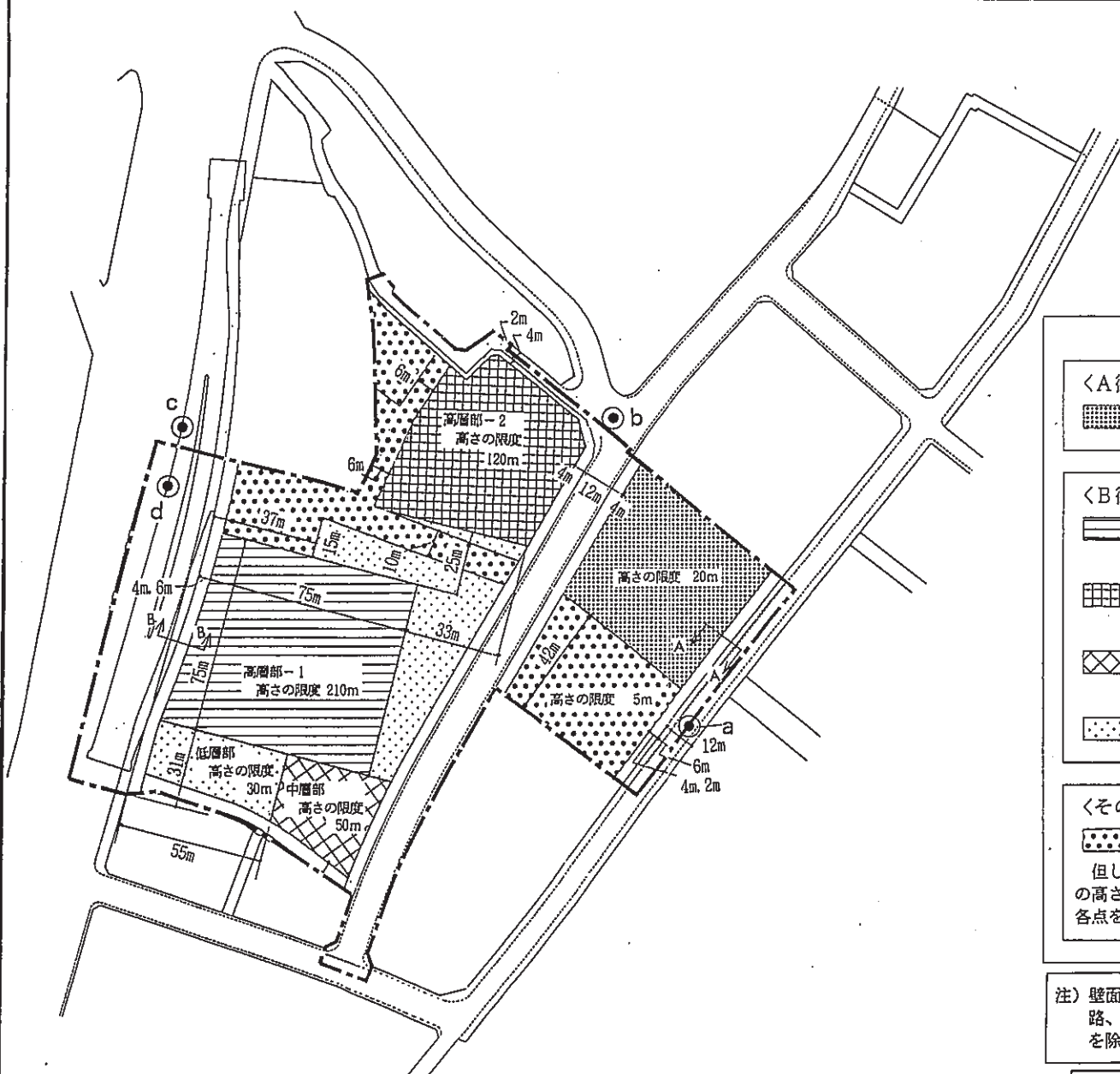
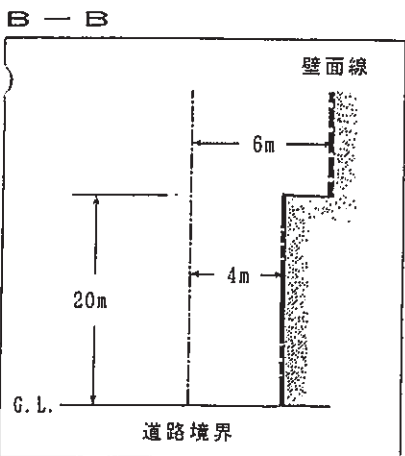
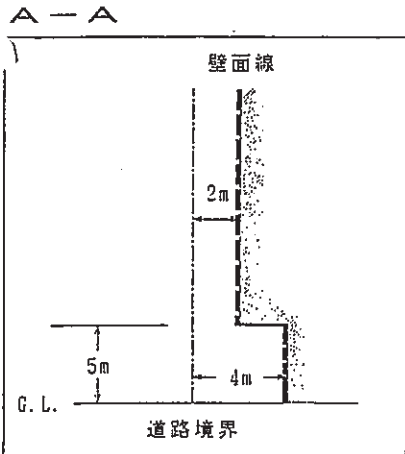
凡 例	
	施行区域
	A 街区
	B 街区
	都市計画道路放射第1号線
	地区幹線道路
	広 場
	歩行者通路



東京都市計画 第一種市街地再開発事業
六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業

計画図(3)

建築物の高さの限度・
壁面の位置の限度図 S=1:2,000



凡例

〈A街区〉	
	高さの限度 20m
〈B街区〉	
	高層部-1 高さの限度 210m
	高層部-2 高さの限度 120m
	中層部 高さの限度 50m
	低層部 高さの限度 30m
〈その他〉	
	高さの限度 5m

但し、A街区については、a点からの高さ、B街区については、bcdの各点を含む面からの高さとする。

注) 壁面の位置の限度について公共用通路、広場の用に供するデッキの部分を除く。

